

知っていますか？子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989年(平成元年)11月に国際連合の総会で採択され、日本は、1994年(平成6年)にこの条約を結んでいます。

この条約では、子どもの権利として次の4つの権利を守ることを定めています。なんとこの権利か考えてみてください。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | <u>○○○権利</u>
防げる病気などで命をうば
われないこと
病気やけがをしたら治療を
を受けられること | 2 | <u>○○権利</u>
教育を受け、休んだり遊んだ
りできること
考えや信じることの自由が守
られ、自分らしく育つことが
できること |
| 3 | <u>○○○○権利</u>
あらゆる種類の虐待や搾取
などから守られること
障害のある子どもや少数民
族の子どもなどは特別に守ら
れること | 4 | <u>○○○○権利</u>
自由に意見を述べたり、集ま
ってグループを作ったり、自由
な活動を行ったりできること |

例えば、「2の権利」についてももう少し詳しく見ていきます。

教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。また、学校のきまりは、子どもを人間として尊重したうえで守られなくてはなりません。(第28条)

教育の目的

教育は子どもが自分のもっているよいところをどんどんのぼしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるとことや、みんなと仲良くすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。(第29条)

(答え 1 生きる 2 育つ 3 守られる 4 参加する)